

## 第 21 条（役 員）

本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ~~2312~~ 名以上~~3220~~ 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- (3) 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 5 名以内を副会長、 1 名を専務理事、 4 名以内を常務理事とすることができる。

2 前項 3 号の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長以外の理事の中から理事会決議により業務執行理事を選出する。